

ID: 28

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例 第3条第1項(第9条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成19年条例第32号		
【基準】	<p>第3条及び第4条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用申込み及び許可)</p> <p>第3条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、使用前に使用の申込みをし、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、パークゴルフ場の管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、パークゴルフ場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) パークゴルフ場の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理運営上支障のあるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 都市整備課

処分の概要	入居の決定
例規名根拠条項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第8条第2項
例規番号	平成17年条例第120号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第9条までの規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>b 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 原則として市内に住所又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(6) 納期限到来分までの市税に滞納がないこと。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、入居の申込みをした者が、入居者としての条件を具備する者であるかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況その他必要な事項について調査させることができる。 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした</p>	

場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知する。
- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号に規定する者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において、住宅の困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。
- 4 市長は、前2項の規定により入居者を決定するときは、旭市営住宅入居者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、第1項に規定するもののうち第5条各号に規定する理由のある者、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫(夫又は妻と生別した場合を含む。)、引揚者給付金等支給法(昭和32年法律第109号)第2条に規定する引揚者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で速やかに市営住宅に入居することを必要とするものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が選考委員会の意見を聴いて割当てをした市営住宅に優先的に入居させることができる。ただし、該当する者の総数が割当てをした市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により、入居者を決定する。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第16条(第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第120号		
【基準】	<p>第16条及び旭市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、規則で定める減免基準により当該家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予)</p> <p>第13条 条例第16条又は条例第19条第2項の規定による家賃又は敷金の減免又は徴収猶予は、別表第2に定める基準により行う。</p> <p>2 入居者が家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、旭市営住宅家賃(敷金)減免申請書(第15号様式)又は旭市営住宅家賃(敷金)徴収猶予申請書(第16号様式)に条例第16条各号のいずれかに掲げる事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、相当であると認めるときは、減免又は徴収猶予を決定し、その旨を旭市営住宅家賃(敷金)減免通知書(第17号様式)又は旭市営住宅家賃(敷金)徴収猶予通知書(第18号様式)を当該申請者に交付する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 都市整備課

処分の概要	遅延損害金の減免		
例規名 根拠条項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第18条第4項		
例規番号	平成17年条例第120号		
【基準】	<p>第18条の規定による。 (督促、遅延損害金の徴収)</p> <p>第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 遅延損害金に係る端数処理その他の遅延損害金の取扱いについては、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例(平成17年旭市条例第61号)に規定する延滞金の例による。</p> <p>4 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の減額												
例規名根拠条項	東日本大震災に係る旭市営住宅家賃等減免規則 第3条第1項												
例規番号	平成26年規則第8号												
<p>【基準】 第3条及び第5条の規定による。 (家賃の減額対象等)</p> <p>第3条 市長は、基準該当入居者であって政令月収の額が8万円を超えない世帯については、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年旭市規則第115号。以下「施行規則」という。)第13条の規定に関わらず、条例第16条第3号の規定に基づき、この規則に定めるところにより家賃を減額することができる。</p> <p>2 基準該当入居者は、前項の規定による家賃の減額を受けようとするときは、年度ごとに東日本大震災に係る旭市営住宅家賃減額申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、内容を審査し、家賃の減額が必要と認められるときは、東日本大震災に係る旭市営住宅家賃減額決定通知書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。 (家賃の減額の額)</p> <p>第5条 家賃を減額する額は、年度ごとに、入居者負担基準額から特定入居者負担基準額を控除した額に、次表の左欄に掲げる減額期間の経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて算出した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1084 1362 1272"> <thead> <tr> <th>減額期間の経過年数</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5年を超え、7年以下</td> <td>4分の3</td> </tr> <tr> <td>7年を超え、9年以下</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>9年を超え、10年以下</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>				減額期間の経過年数	率	5年以下	1	5年を超え、7年以下	4分の3	7年を超え、9年以下	2分の1	9年を超え、10年以下	4分の1
減額期間の経過年数	率												
5年以下	1												
5年を超え、7年以下	4分の3												
7年を超え、9年以下	2分の1												
9年を超え、10年以下	4分の1												
標準処理期間	15日												
備考													
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日										

ID: 174

担当部署: 都市整備課

処分の概要	敷金の免除		
例規名根拠条項	東日本大震災に係る旭市営住宅家賃等減免規則 第6条		
例規番号	平成26年規則第8号		
【基準】 第6条の規定による。 (敷金の免除対象等) 第6条 市長は、基準該当入居者であって平成27年3月31日までに災害公営住宅に入居を開始する者については、施行規則第13条の規定に関わらず、条例第19条第2項の規定に基づき、この規則に定めるところにより敷金の全額を免除することができる。 2 基準該当入居者が、前項の規定による敷金の免除を受けようとするときは、東日本大震災に係る旭市営住宅敷金免除申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、内容を審査し、敷金の免除が必要と認められるときは、東日本大震災に係る旭市営住宅敷金免除決定通知書(第4号様式)を当該申請者に交付するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 都市整備課

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第8条第2項		
例規番号	平成22年条例第3号		
【基準】	<p>第7条から第9条までの規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第7条 雇用促進住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 雇用促進住宅から通勤可能な事業所等の勤労者又は採用内定者であること。 (2) 現に住宅に困窮している者であること。 (3) 収入がおおむね104,000円を超え、313,000円以下であること。 (4) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)がある者又は単身者であること。 (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (6) 以前に市営住宅又は雇用促進住宅に入居していたことがある者にあつては、現にその家賃を滞納していないこと。 (7) 市区町村税及び県民税を滞納していない者であること。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前条に規定する入居者の資格を有する者で雇用促進住宅に入居しようとするものは、規則に定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから雇用促進住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。 (入居者の選定)</p> <p>第9条 市長は、入居の申込みを受理した人数が、入居させるべき雇用促進住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予												
例規名 根拠条項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第15条												
例規番号	平成22年条例第3号												
<p>【基準】</p> <p>第15条、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第14条並びに東日本大震災に係る旭市雇用促進住宅家賃減免規則第3条及び第5条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 市長は、入居者に特別な事由があると認めるときは、雇用促進住宅の家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(家賃の減免等)</p> <p>第14条 条例第15条に規定する特別の事由は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 自己の責めに帰さない事由による失職、疾病等により著しく生活が困難な状態にあるとき。</p> <p>(2) 地震、暴風雨、火災等の災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 入居者は、条例第15条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、雇用促進住宅家賃減免(徴収猶予)申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、適当であると認める場合は家賃の減免又は徴収の猶予を決定し、雇用促進住宅家賃減免(徴収猶予)決定書(第17号様式)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(減免対象)</p> <p>第3条 家賃の減免対象となる者は、特別入居者であって、政令月収の額が8万円を超えない世帯とする。</p> <p>(減免額)</p> <p>第5条 家賃を減免する額は、年度ごとに、入居者負担基準額から特定入居者負担基準額を控除した額に、次表の左欄に掲げる減免期間の経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて算出した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1444 1362 1635"> <thead> <tr> <th>減免期間の経過年数</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5年を超え、7年以下</td> <td>4分の3</td> </tr> <tr> <td>7年を超え、9年以下</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>9年を超え、10年以下</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>				減免期間の経過年数	率	5年以下	1	5年を超え、7年以下	4分の3	7年を超え、9年以下	2分の1	9年を超え、10年以下	4分の1
減免期間の経過年数	率												
5年以下	1												
5年を超え、7年以下	4分の3												
7年を超え、9年以下	2分の1												
9年を超え、10年以下	4分の1												
標準処理期間	15日												
備考													
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日										

ID: 179

担当部署: 都市整備課

処分の概要	遅延損害金の減免		
例規名 根拠条項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第17条第4項		
例規番号	平成22年条例第3号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (督促及び遅延損害金の徴収) 第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促するものとする。</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 遅延損害金に係る端数処理その他の遅延損害金の取扱いについては、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例(平成17年旭市条例第61号)に規定する延滞金の例による。</p> <p>4 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 都市整備課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	旭市立公園条例 第6条第1項及び第2項(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第121号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、露店、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。</p> <p>4 市長は、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園施設の設置又は管理の許可		
例規名 根拠条項	旭市立公園条例 第10条第1項(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第121号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (公園施設の設置又は管理) 第10条 公園施設を設置し、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 設置の目的 イ 設置の期間 ウ 設置の場所 エ 公園施設の種類及び構造 オ 公園施設の管理の方法 カ 工事实施の方法 キ 工事の着手及び完了の時期 ク 公園の復旧方法 ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア 管理する公園施設 イ 管理の目的 ウ 管理の期間 エ 管理の方法 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園の占用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	旭市立公園条例 第11条第1項及び第3項(第18条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第121号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (公園の占有)</p> <p>第11条 公園において占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 占有の目的</p> <p>(2) 占有物件の種類及び数量</p> <p>(3) 占有の期間</p> <p>(4) 占有物件の管理の方法</p> <p>(5) 工事实施の方法</p> <p>(6) 工事の着手及び完了の時期</p> <p>(7) 公園の復旧方法</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項</p> <p>3 許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、公園の風致に影響を与えない改装等で、次の各号に掲げる軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの</p> <p>(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用期間の更新許可		
例規名 根拠条項	旭市立公園条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	平成17年規則第120号		
<p>【基準】 第3条の規定による。 (占用の許可申請手続) 第3条 条例第11条第1項又は第3項により、占用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、旭市立公園占用許可申請書(第4号様式)又は旭市立公園占用変更許可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。 2 占用期間の更新許可を受けようとする者は、許可期間終了の15日前までに、旭市立公園占用更新許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項又は第2項の規定により、申請した者に占用を許可するときは、旭市立公園占用(変更・更新)許可書(第7号様式)を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可地域等における許可(鉄道車両に係るものを除く。)		
例規名根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第6条第1項		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】	<p>第6条第1項及び第2項の規定による。 (許可地域等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所(禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。)のうち、次条第1項の規定により広告物活用地区として指定された区域以外の地域、区域又は場所において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域</p> <p>(2) 第4条第6号の休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するもの、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域及び鉄道等で使用されているものの区域のうちの知事が指定する区間にある区域(前号の区域を除く。)</p> <p>(3) 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域(第1号の区域を除く。)</p> <p>(4) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域(第1号の区域を除く。)</p> <p>(4)の2 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域(第1号の区域を除く。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所</p> <p>2 知事は、広告物等が次の各号に該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあつては、当該場所の機能を妨げるもの</p> <p>(2) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの</p> <p>(3) 形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になると認められるもの</p> <p>イ 著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態</p> <p>ロ 著しく破損し、又は老朽した状態</p> <p>ハ 倒壊し、又は落下するおそれのある状態</p> <p>(4) 他の法令に違反し、又はそのおそれのあるもの</p>		
標準処理期間	10日(第6条第3項)		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 都市整備課

処分の概要	広告物活用地区における許可(鉄道車両に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第6条の2第3項		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の2の規定による。 (広告物活用地区)</p> <p>第6条の2 知事は、市町村長の申請に基づき、許可地域等のうち広告物が活気のある街の形成に重要な役割を果たすものと認められる区域を広告物活用地区として指定することができる。</p> <p>2 知事は、広告物活用地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該広告物活用地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針(以下「活用地区基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>3 広告物活用地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>4 前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可の場合に準用する。</p> <p>5 第3項の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等については、第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>6 第1項の規定は、広告物活用地区の変更及び廃止について準用する。</p> <p>7 知事は、広告物活用地区を変更しようとするときその他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、活用地区基本方針を変更することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 都市整備課

処分の概要	広告物等の許可(鉄道車両に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第8条第2項		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】	第8条第2項の規定による。 (適用除外) 第8条 2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。この場合において、当該許可については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。 (1) 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等 (2) 道標及び案内図板 (3) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等 (4) 鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する広告物等 (5) 次項第3号に該当する広告物		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の有効期間の決定		
例規名 根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】	第9条の規定による。 (許可の有効期間及び条件) 第9条 知事は、第6条第1項、第6条の2第3項又は前条第2項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間を定め、又は条件を付することができる。 2 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。 3 知事は、申請に基づき、許可を更新することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の更新		
例規名 根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第9条第3項		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】	<p>第9条の規定による。 (許可の有効期間及び条件)</p> <p>第9条 知事は、第6条第1項、第6条の2第3項又は前条第2項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間を定め、又は条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の有効期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき、許可を更新することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 都市整備課

処分の概要	広告物等の変更及び改造の許可		
例規名 根拠条項	千葉県屋外広告物条例 第10条第1項		
例規番号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】	<p>第10条の規定による。 (変更等の許可)</p> <p>第10条 第6条第1項、第6条の2第3項又は第8条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第6条第3項及び第4項並びに前条の規定は、第1項の規定による許可の場合に準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日